

令和4年1月26日

公示第636号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり改正する。

組合規約 第4条の別表1中の「株式会社電通ランウェイ 東京都港区」の次に「株式会社電通コーポレートワン 東京都港区」を加える。

組合規約 第9条の別表2中の「株式会社電通ランウェイ」の次に「株式会社電通コーポレートワン」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

(議員に関する経過措置)

第2条 第9条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

1月26日から
掲示期間 —————
2月3日まで